

「労働法制改悪反対と平和産業である印刷出版関連産業を守るための
戦争法反対のストライキ権確立と行使」についてのご理解と要請

全国印刷出版産業労働組合総連合会
中央執行委員長 是村高市

経営者各位

平素、加盟組合との民主的な労使関係構築に対して、不断のご努力を頂き、感謝申し上げます。また、全印総連が取り組む産業政策課題と国民的課題へのご理解、ご鞭撻に感謝申し上げます。

さて、全印総連では、第65回定期全国大会において、各地方連合会が大会にて提起する『労働法制改悪反対、戦争法反対』のストライキ権確立と行使について、全印総連として、見解を表明させていただきます。

今回の『労働法制改悪反対、戦争法反対』のストライキ権については、通常の前年や秋年末交渉でのストライキ権とは違い、直接経営各位に回答を求めるものではありませんし、生産に支障を与えるものでもありません。

労働法制に対しては、その改悪が与える悪影響が、直接働く者に及び、労働組合としては、看過できない重大事です。その反対表明を社会的にすることが、今、多くの労働者から求められており、今回のストライキ権確立の考えの底流にあります。

いわゆる「戦争法」については、集団的自衛権の行使を前提にしたもので、これは現憲法違反のものです。政権与党がどう言い繕うとも、まぎれもない憲法違反の法律です。憲法98条にはこうあります。

「この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。」

また「戦争法」によって、戦争の危機、戦争に日本が巻き込まれる危険が一層高まります。また、言論や表現の自由が規制され、印刷物が自由に配布・販売できなくなり、新聞や出版などの紙メディアが萎縮してしまえば、平和を前提に成り立っている印刷出版産業の疲弊にもつながります。安倍政権は社会・経済体制そのものを戦争体制に転換する明確な意図を鮮明にしています。平和産業である印刷産業は戦争経済の対極に位置し、決して相容れないものです。

全印総連では、北海道地連、東京地連、京都地連、大阪地連が大会でストライキ権を確立しました。また、他産業の組合では、出版労連や金属機器関係のJMIU、医労連などが確立し、この労働法制や「戦争法」などの国民的課題に対して、反対の声をあげています。

今回の『労働法制改悪反対、戦争法反対』のストライキ権確立について、改めて、経営者各位にご理解をお願いし、共に反対をしていくことを要請いたします。